

2020年10月以降の系統連系のお申込みに関する留意点について

当社は、発電設備等を送電系統へ連系する場合における系統アクセスルールの見直しに伴い、電力広域的運営推進機関における業務規程および送配電等業務指針が変更されること、また、国の審議会において発電設備が具備すべきサイバーセキュリティ対策に関する要件が整理されたことを踏まえ、先般、これに対応する託送供給等約款の変更に係る認可申請を行い、2020年7月14日に経済産業大臣の認可を受けました。(同日 お知らせ済み)

2020年10月1日以降、当社送電系統への連系のお申込みについては、変更後の系統アクセスルール・サイバーセキュリティ要件に沿ったお申込みが必要となりますので、改めてお知らせいたします。

なお、特に以下の点にご留意いただきますようお願いいたします。

1. 系統アクセスルールの見直しにかかる留意点について

- ・「電源接続案件一括検討プロセス」の導入により、該当案件につきましては、一括検討プロセス案件としての手続きが必要となります。
- ・接続検討申込に対する回答書に有効期限が設定されることから、当社から回答書を発行済の案件であっても、再度、接続検討が必要となる場合があります。
- ・送電系統への連系にかかる契約申込時に保証金の入金が必要となります。

※詳細については、当社ホームページや電力広域的運営推進機関のホームページ等で随時更新される情報をご確認ください。

2. サイバーセキュリティ対策に関する系統連系技術要件

- ・送電系統への連系にかかる契約申込に際し、サイバーセキュリティ要件に沿ったお申込みが必要となることから、申込書にサイバーセキュリティ対策についての確認事項を追加いたします。

2020年10月1日以降は新様式によるお申込みが必要となりますので、ご注意願います。(申込書の新様式は当社ホームページに掲載しております)

(参 考)

託送供給等約款の認可について (2020年7月14日 お知らせ済み)

以 上

(参 考)

2020 年 7 月 14 日
四国電力送配電株式会社

託送供給等約款の認可について

当社は、本年6月19日、電気事業法第18条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣に託送供給等約款の変更に係る認可申請を行いました。

経済産業省の審査を経て、本日、経済産業大臣の認可を受けましたので、お知らせいたします。

なお、今回認可された託送供給等約款の実施時期は、2020年10月1日となります。

・別 紙

託送供給等約款の認可申請について（2020年6月19日 お知らせ済み）

以 上

託送供給等約款の認可申請について

当社は、本日、電気事業法第18条第1項の規定にもとづき、託送供給等約款の変更に係る認可申請を経済産業大臣に行いましたので、お知らせします。

今回の申請では、発電設備等を送電系統へ連系する場合における系統アクセスルールの見直しに伴い、電力広域的運営推進機関における業務規程および送配電等業務指針が変更されること、また、国の審議会において発電設備が具備すべきサイバーセキュリティ対策に関する要件が整理されたことを踏まえ、以下の内容について見直しを行います。

1. 主な変更内容

(1) 系統アクセスルールの見直しに伴う託送供給等約款の変更

系統アクセス業務において、

- ・公募により複数の発電事業者等が系統増強に係る工事費を共同負担するにあたって、入札手続きを経ない「電源接続案件一括検討プロセス」が導入されること（プロセスの早期化等）
- ・発電事業者等からの送電系統への接続検討申込に対する回答書に有効期限が設定されること（発電事業者等の事業性判断期限の明確化）
- ・送電系統への連系にかかる契約申込時に保証金の入金が必要になること（系統容量の空押さえ防止）

等を踏まえ、当該内容を供給条件に反映します。

(2) サイバーセキュリティ対策に伴う系統連系技術要件の変更

第25回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会（2020年6月11日開催）において、サイバーリスク増加に伴い、発電設備が具備すべきサイバーセキュリティ対策に関する要件の整理がなされたことを踏まえ、当該内容を系統連系技術要件に反映します。

2. 実施日

2020年10月1日の実施を予定しています。

3. 添付資料

託送供給等約款変更認可申請書

以上